

回答様式

NO	1	要望団体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局・ 健康医療局
----	---	------	--------	----	-------------------------

件名	新型コロナウイルス感染症の対策について
要望旨	<p>(1) ワクチン接種について、福祉施設従事者及び基礎疾患を有する方は優先接種の対象となっているが、現状は各市町村によって対応や進度が相違している。</p> <p>施設・事業所では、速やかに利用者及び職員が集団接種できることが望ましいが、従事者と利用者との対応の相違、接種券発行の条件、ワクチンの確保、医師・看護師の確保、会場の確保などが課題である。</p> <p>所管市町村に対して、迅速かつ柔軟な対応を可能とする取り決めや指導をお願いするとともに、県独自の推進も願います。</p> <p>(2) 神奈川県で制度化した「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」に登録した応援職員については、具体的、迅速な調整機能、マッチング対応を望むと共に、感染施設へ派遣する応援職員の安全確保と派遣に伴う経費の十分な金銭保証をお願いします。</p> <p>(3) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。</p> <p>(4) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の整備すること。</p> <p>ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象とすること。</p> <p>(5) 神奈川県におかれましては限定的ではありますが、生活系の福祉施設従事者に対して PCR 検査を公費で実施していただいています。ワクチン接種が完了するまでの当面の間は引続きお願いします。</p> <p>(6) 各種加算要件等の緩和について、引き続き柔軟な対応をお願いします。</p>
	<p>(1) 現在、各市町村において実情に応じた接種計画を立てています。</p> <p>県は、必要に応じて各市町村の必要とする支援を実施しています。今後も引き続き支援を実施してまいります。</p> <p>また、県では福祉施設等の従事者を対象とした接種会場を設置し、接種の促進を図っています。</p> <p>(2) 県では、新型コロナウイルス感染対策として、社会福祉施設等において感染者が発生した際に、入所者支援を継続して行えるように、職員の派遣が可能な民間施設等を募り、感染者が発生した施設等への派遣調整を神奈川県社会福祉協議会に委託して実施しています。</p> <p>皆様方の御協力により、派遣可能施設等として、多くの登録をいただいておりますが、県としても、マスクや防護服等の感染予防資材の準備、事前の研修、派遣に必要となった旅費や派遣職員の補填にかかる費用を負担</p>

するとともに、派遣期間中の事故や新型コロナウイルスに感染した場合に備えた包括傷害保険への加入や派遣職員が職場復帰する際のPCR検査費用負担等の支援等を行っており、派遣いただける職員の不安解消や御協力いただける施設等の負担軽減に取り組んでいます。

- (3) 県では、保健福祉事務所、保健所等からの依頼に応じ、クラスターが発生した県内の病院や福祉施設等に対し、感染症対策指導・ゾーニング指導を行うC-CAT（医師や看護師、臨床検査技師等で構成された、県の組織）の派遣調整を行っております。

また、感染対策に必要な備品等については、C-CATの感染対策指導に基づき配布しております。

- (4) ケア付き宿泊療養施設は、新型コロナウイルスの影響により、介護者が不在となった在宅障がい者を対象としています。

万が一グループホームで感染が発生し、職員が不足する場合には、生活支援員や看護師等の応援職員を派遣する事業を実施しており、お住まいのグループホームを引き続きご利用いただけるよう取り組んでいます。

また、グループホーム内での感染拡大を防ぐため、保健所や県医療危機対策本部室クラスター対策班が感染管理やゾーニング指導等を行っております。

コロナ禍においても、グループホームで生活する障がい者が安心して生活出来るよう、対策を講じてまいります。

- (5) 障害児者施設の従事者を対象とした新型コロナウイルスのPCR検査事業については、8月末までの実施となりましたが、今後も、施設で陽性患者が発生した場合、保健所の判断により施設の関係者を対象としたPCR検査を実施し、感染者の早期発見と感染拡大予防に取り組んでまいります。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であって、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づき、原則、引き続き柔軟な取扱いが可能となっています。人事異動等で自治体担当者間の引き継ぎ漏れがないよう、県としても各市町村への周知等に努めてまいります。

回答様式

NO	2	要望団体	知的障害福祉	局名	福祉子どもみらい局 (教育局)
----	---	------	--------	----	--------------------

件名	障害福祉の人材確保について
要望要旨	<p>(1) 「福祉・介護職員処遇改善加算」並びに「特定処遇改善加算」の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進を図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員も支給対象に加えていただきたい。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。</p> <p>(2) 人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。</p> <p>(3) 障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいる。直接支援を軽減するための福祉機器やロボットの開発及び導入時の補助を検討すること。</p> <p>(4) 外国人人材の受入の体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受入団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いいたします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。</p> <p>(5) 障がい福祉の仕事は働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であること、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。また、将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いいたします。</p>
	<p>(1) 福祉・介護職員の処遇改善については、令和元年度の報酬改定で「特定処遇改善加算」が創設され、令和3年度改定で事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直し取得促進を図っています。</p> <p>また、当該加算は、福祉・介護職員の賃金等の処遇改善を目的としたものであり、基本報酬への組み入れは適当ではないと考えています。</p> <p>なお、県では、福祉・介護職員の処遇改善と特定処遇改善について改正単価等による事業所の運営実態を踏まえた検証を行うこと、また、一層の福祉・介護職員の処遇改善に向け、キャリアパスを適切に評価する仕組みについて引き続き検討すること、さらに、対象に相談系サービス等を含め、職種については相談支援専門員を含めるよう、他都道府県と共同で国へ要望してまいります。</p> <p>(2) 県では、研修を行う民間事業者等の指定を通じて、研修の受講機会を確保し、人材の確保に努めるとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定</p>

や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成に努めております。また、県が指定した「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護分野で就労を希望する方を対象とした就職相談会や職場体験事業を通じて、人材の育成・確保に取り組んでおります。

令和3年度からは、幅広い年齢層の方による障がい福祉分野への就労を支援するため、他業種で働いていた者に対し、就職支援金の貸付けを行い、一定期間就労することで返済を免除する制度を創設いたしました。

今後とも、こうした県の事業について、福祉人材センターやハローワーク、各種養成校等と連携しながら、広く周知していくことにより、人材不足の解消に向けた取組を推進してまいります。

- (3) 県では、障がいの重度化、高齢化に伴い、障害分野においても支援員のマンパワーだけに依存せず、テクノロジーと支援員の支援技術を融合させ、支援の質を向上させる必要があると考えています。

令和元年度からは、国の補助制度を活用して、障害者支援施設等における介護ロボット等の導入を支援しています。

なお、福祉機器やロボットの開発については、どのようなことができるのか、検討してまいります。

- (4) 外国人労働者の受入については、外国人留学生等が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するため、留学生等と受入介護施設等とのマッチング事業を実施しています。

併せて、外国人労働者を対象とした福祉施設等就職相談会の開催や外国人労働者の雇用を検討している福祉介護施設への支援等により、福祉介護分野での外国人労働者の雇用拡大・定着を図ってまいります。

- (5) 県では、中高生に向けた福祉・介護の仕事への理解や関心を深めるための教材を配布するとともに、希望する学校に若手の職員を派遣し仕事のやりがいや魅力を伝える出張授業やインターンシップ制度による職場体験を実施しております。

また、県教育委員会では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、義務教育段階から高校段階までの連続した取組となるよう、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。今後も、すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め合い、互いを尊重し、他者と協働する力を育ててまいります。

NO	3	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課福祉施設G
----	---	-----	-----	-----------	--------------

要望 内容	<p>3 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について</p> <p>県所管域の障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続きから仮設、本体工事等までの好機を考えると困難なため、複数年度当の配慮をお願いします。</p> <p>今後の施設整備に欠かせない制度である民間社会福祉施設整備借入償還金補助については、改めて推進いただきたくお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県では、「施設機能を維持するための老朽化対策等」を障害福祉施設等の整備方針とし、耐震性能や老朽度、建築後の経過年数等に応じ、利用者の障がいの重度化、高齢化等に対応するため、生活環境の改善を図りながら改築整備や大規模修繕を進める施設について、優先的に国庫補助制度を活用できるようにしています。</p> <p>国に対しては、老朽化等の建て替え等には長期の工事が必要となることから、2か年度にわたる工事を補助対象として認めるよう、関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議等を通して要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助に上乗せする形の県単独補助は現在のところ考えておりませんが、社会福祉施設等施設整備費補助金を補完するため、民間社会福祉施設整備費借入償還金補助を創設しました。引き続き、同補助事業の目的である、民間障害福祉施設の施設整備の促進と借入金に係る負担軽減を図るため、予算措置に努めてまいります。</p> <p><u>今後、民間入所施設等において老朽化対策が必要となる時期が重なることから、再整備の方針や順位付けの考え方について、関係団体の皆様と意見交換等を行っていきたいと考えております。</u></p>

回 答 様 式

NO	4	要 望 団 体	知的障害福祉	局名	障害サービス課 福祉施設G
----	---	------------	--------	----	------------------

件 名	福祉型障害児入所施設の移行支援等について
要 望 要 旨	<p>高等部卒業生及び過齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。</p> <p>要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められるようになります。</p>
	<p>過齢児等の移行支援については、現在、国が設置した「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、検討が進められおり、本県もこの検討会に参画しています。とりわけ、この会議では、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等が早い段階からしっかりと連携して、円滑に成人サービス等への移行が進めることが重要とされており、県が調整機能を果たすことも期待されています。</p> <p>県としては、この実務者会議の検討結果なども踏まえつつ、障害児入所施設に過齢児が滞留しないよう、しっかりと調整機能を果たしてまいります。また、いただいた御意見も含めて、どのように対応したら、円滑な移行ができるのか、引き続き、検討を進めるとともに、関係団体、施設等と連携しながら、必要な取組を実施してまいります。</p>

回答様式

NO	5・6	要 望 団 体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局
----	-----	------------------	--------	----	---------------

件名	障害者地域生活サポート事業について
要 望 旨	<p>平成 18 年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて 14 年が経過しています。事業メニューの実施率は約 23%という低い状況です。</p> <p>この交付事業は市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また、広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。</p> <p>平成 31 年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準の見直しを行った事業メニューがあります。しかし、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。</p> <p>今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独事業として実施する抜本的な見直しを要望します。</p> <p>障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援するうえで無くてはならない、福祉先進県かながわを象徴する制度です。障害者地域生活サポート事業と合わせてこの事業の市町村格差是正と、さらなる拡充をお願いします。また、グループホームの家賃補助が全県に行きわたるよう市町村への働きかけをお願いします。</p>
	<p>障害者地域生活サポート事業を含む市町村障害者福祉事業推進補助金については、度重なる国の報酬改定や市町村における実績等を踏まえて、平成 31 年度に見直しを行いました。</p> <p>障害者地域生活サポート事業は、国制度では対応できない支援について、各市町村が地域の実情に応じて必要な事業を実施しているもので、一部事業で見直しにより削減された事業実施に要する経費分について、単に予算減額とすることなく各地域の実情に応じた事業実施につなげるよう、市町村に説明してきました。</p> <p>平成 31 年度の見直しにより減額となったメニューについては、各事業の割合の按分等により、国による加算等を適用してもなお必要な額を本事業により維持することとしており、国制度及び本事業のトータルとして従前の水準を割り込むことのないよう見直しています。引き続き利用実績等を踏まえた検証を随時行ってまいります。</p> <p>障害者福祉の推進に当たっては、国において、支援を必要とされる方が居住される都道府県や市町村の規模や財政力により地域格差が生じることのないよう制度設計がなされるべきと考えており、必要な事業については国制度として実施されるよう、機会を捉えて国に働きかけてまいります。</p>

回答様式

NO	7	要望 団体	知的協	局名	福祉子ども みらい局
----	---	----------	-----	----	---------------

件名	就労支援について
要望 要旨	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、就労継続支援B型事業所等を中心とした就労系事業所の生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。よって、障害者優先調達推進法に則った公的発注の推進が望まれますので、改めて各行政機関への周知徹底をお願いします。また、社会・行政関係機関等から受注を受ける共同受注窓口「神奈川セルフセンター」は大変重要な機能、役割を担っておりますので安定運営できるような補助金の維持、充実をお願いします。</p>
	<p>障害者就労施設等からの調達については、毎年度、調達方針及び調達目標額を定め、調達の推進に取り組んでおりますが、コロナ禍においても取組が一層推進されるよう、引き続き発注可能な業務の切り出しや庁内への周知等を行ってまいります。また、市町村の取組が推進されるよう、調達方針が未策定となっている市町村への働きかけや、共同受注窓口の利用方法等の周知を行ってまいります。</p> <p>共同受注窓口については、複数の事業所が共同して受注等に取り組むことにより、受注機会の増大や工賃向上につながる重要な取組であると考えておりますので、継続的な運営ができるよう、引き続き検討してまいります。</p>

NO	8	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課福祉施設G
----	---	-----	-----	-----------	--------------

要望 内容	<p>8 強度行動障害支援者養成研修について</p> <p>標記の研修は、強度行動障害のある利用者を支援する上で、その専門的アプローチを通じて支援技術の質を高めるために必要です。また障害者総合支援法の報酬体系にある重度障がい者支援体制加算の取得条件になっている必須研修です。この研修は現場の職員が出来るだけ多く受講することが、支援現場全体の質の向上に直結します。現在、研修の開催数が少なく、希望する人員が制限されて受講できない状況ですので、神奈川県として早急に改善願います。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県ではこれまで、強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行うことで行動障害の軽減を図り、虐待防止や地域移行を促進するために本研修を実施してきました。</p> <p>研修カリキュラムについては、国が定める内容に加えて、意思決定支援に係る講義を盛り込むなど、本県独自のカリキュラムを策定し、研修の質の充実に努めてきたところです。</p> <p>一方で、県が予算の範囲内で実施できる研修体制では、量的なニーズに応じきれないというお声もいただいています。</p> <p>そのような状況を受け、次年度からの研修実施体制について、量質ともに充実した研修とするよう、検討してまいります。</p>

NO	9	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課事業支援G 障害福祉課地域生活支援G
----	---	-----	-----	-----------	------------------------------

要望 内容	<p>9 サービス管理責任者等の資格更新研修について</p> <p>サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員の資格更新研修については、5年ごとの更新が制度化されましたが、現任期間等の優先される受講条件があるため、有資格者の人員体制を厚くすることが難しくなり、研修自体の定員も限られています。よって、円滑に受講できるような体制の確保をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の更新研修は、令和元年度の制度改正で新設された研修であり、また、感染症対策のため令和2年度から定員を絞り込んでおり、結果的に、現に従事されている方の受講を優先して実施せざる得ない状況です。県としては、開催方法を工夫しながら、できるだけ多くの方が受講できるように指定研修機関と調整してまいります。</p> <p>また、相談支援専門員の資格更新研修（現任研修）については、感染症対策で受講人数が限られる中、更新の最終年度に当たる方を優先して受講対象とするなど、相談支援業務を継続して実施できるよう配慮しており、引き続き、資格更新を必要とする方が適切に受講できる体制の確保に努めてまいります。</p>

NO	10	団体名	知的協	課 グループ	地域福祉課 地域福祉G
----	----	-----	-----	-----------	----------------

要望 内容	<p>10 防災対策について</p> <p>昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案も見られます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要となります。法人・施設は、地域において福祉避難所や受入協定施設、災害ボランティアセンター等と連携し、またその役割を分担して防災活動に取り組みます。県行政においては広域連携の支援をお願いします。特に神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川 DWAT）の体制強化が図られるようにお願いします。</p>
<p>(回答)</p> <p>本県では、大規模災害発生時に、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者を広域的に支援できるよう、施設団体や職能団体とネットワークを構築し、連携を図っています。</p> <p>また、令和2年度に設置した神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川 DWAT）については、今後もチーム員の登録研修を行い、チーム員を増やしていくとともに、チーム員へのステップアップ研修や派遣調整に係る訓練等を実施することにより、災害時に円滑に派遣活動ができるよう体制の強化を図ってまいります。</p>	

回 答 様 式

NO	11	要 望 団 体	知的協	局名	福祉子ども みらい局
----	----	---------	-----	----	---------------

件 名	神奈川県障がい福祉のあり方について
要 望 要	<p>（１）昨年度は、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」が設置され、県立入所施設６施設（県営２・指定管理４）の支援に係る検証、ヒアリング等行われました。その中で県立施設の機能、役割について課題があることが指摘されました。続いて今年度は、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が設置されました。今まで県内の障害者支援施設は、県立、指定管理、民間の機能、役割分担について認識してきた経過がありますが、時代の変化もありますので、改めて明確にするために、民間施設の現場の意見を聴いて協議、調整願いたいと思います。</p> <p>（２）身体拘束を必要最小限に抑えるためには、施設規模、人員体制、設備、日課等がどうあるべきかについて検討していただきたいと思います。当事者及びその周囲の方たちが安全・安心に過ごせる生活環境について検討をお願いします。</p> <p>（３）意思決定支援の取組のあり方や今後の方向性を示してほしい。</p> <p>（４）神奈川県障がい福祉は、入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方のライフステージにおいて、必要な時期に必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断的・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県の神奈川県らしい障がい福祉の展開のために柔軟的、効果的な助成対応と制度設計をお願いいたします。</p>

(1) 障害者支援施設のあり方については、障がい当事者をはじめ、県内の関係者からも広く意見を伺い、検討を進めてまいります。

具体的には、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と並行させるような形で、複数の当事者団体や障がい者支援団体にヒアリングを行わせていただき、その結果について、検討委員会でも共有をしながら、議論を進めていくことを想定しています。

(2) 県では、身体拘束ゼロの実現を目指し、令和2年12月から、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）6施設の身体拘束の実施状況をホームページで公表し、「見える化」を図り、どうすれば、身体拘束を行わない支援ができるのか、検討を進めています。

また、県立施設において、二度と不適切な支援が見逃されることのないよう、令和2年度から県立施設に対して、利用者の居室や支援の場面に入り、支援内容を直接確認する等、モニタリングの改善を図ってきました。

令和3年度は、当事者目線の支援についての理解や実践につなげていくため、各県立施設による自己点検をもとに、1施設当たり5日間程度、集中的に現地で、施設内の巡回や利用者・職員へのヒアリング等を実施し、モニタリングの充実強化を図ってまいります。

(3) 意思決定支援の取組については、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」での議論等を踏まえ、今後、具体的にお示ししていきたいと考えています。

(4) 現在、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」において、入所施設等のあり方が議論されています。

同検討委員会の議論を注視しつつ、県としても小規模ユニットケアの導入や、施設内だけで完結しない利用者支援などについて積極的に検討し、当事者目線の福祉を実現するために取り組んでまいります。

NO	12	団体名	知的協	課 グループ	障害サービス課福祉施設G
----	----	-----	-----	-----------	--------------

要望 内容	<p>12 その他</p> <p>黒岩知事が表明されたとおり、「福祉先進県かながわ」の名声を取り戻す機運を高めていただき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、福祉施策の推進を念願します。</p> <p>また、神奈川県は県域、3政令指定都市、1中核市を抱える特殊性があり、県内における地域格差是正に配慮願います。また、その特殊性とともに、都市型障害福祉に係る人件費、不動産、建設費等の経費増の課題に対して理解を求め、施策にも反映できるよう国への要望をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や、津久井やまゆり園の再生に向けた取組、意思決定支援の全県展開など、誰も取り残されることのない「福祉先進県かながわ」を目指して、取組を進めているところです。</p> <p>また、県が実施している事業について、県内どこに住んでも障がい者御本人が希望する生活が送れるよう、県域市町村に事業の趣旨と必要性について理解を求めていくとともに、指定都市、中核市とも情報共有していきます。</p> <p>国に対しては、近年の人件費、整備費等が高騰している現状に対して、必要な施策を講じるよう要望してまいります。</p>